

令和3年度

監査結果報告書

定期監査（収入事務）

（市民部）

大分市監査委員



監 査 第 7 2 3 号
令 和 4 年 3 月 2 2 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 藤 田 敬 治 殿

大分市監査委員 繩 田 睦 子

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 松 下 清 高

大分市監査委員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

収入事務（「公金直接収納における現金取扱事務」を除く）

(2) 選定理由

監査を効率的かつ効果的に実施するためには、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定する必要がある。

このため、平成24年度から令和元年度に実施した定期監査（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査）における結果報告書で指摘事項、要望事項としたものをすべて抽出し、分析した結果、指摘事項、要望事項の件数が最も多く、リスクの発生が最も高いとされる「収入事務」を監査の対象とすることとした。

このうち、令和2年度には「公金直接収納における現金取扱事務」について監査を行ったことから、令和3年度から2か年をかけ、それ以外の「収入事務」について監査を実施することとする。

2 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

3 監査の実施期間

令和3年8月2日から令和4年2月25日まで

4 監査の対象課等及び実施場所

| 部 局 | 課 等 |
|-------|---|
| 市 民 部 | 市民協働推進課、生活安全・男女共同参画課、市民課、国保年金課、鶴崎支所、大南支所、植田支所、大在支所、坂ノ市支所、佐賀関支所、野津原支所、明野支所 |

5 監査の着眼点

| 分類 | リスク | 監査の着眼点 |
|----|--------------|--|
| 算定 | 過少徴収 | ・徴収額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。 |
| 調定 | 過大徴収 | ・調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。 |
| | 過少徴収 | ・調定の時期及び手続は適正か。 |
| | システムへの科目入力ミス | ・前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。 ・調定漏れはないか。 |
| 収納 | 意思決定プロセスの無視 | ・手数料等の徴収事務において、決裁権者の決裁をうけ、証明書等を交付しているか。 ・還付手続において、決裁権者の決裁をうけ、還付しているか。 |
| | 過大徴収 | ・亡失等による納入通知書の再発行は適正に行われているか。また、納付書は必要事項をすべて記載して発行されているか。 |
| | 過少徴収 | ・手数料等は法令等に定められた時点で徴収されているか。 ・保証金等の請求漏れはないか。 |
| | システムへの科目入力ミス | ・収入科目の誤りはないか。 ・データ入力誤りによる事務の不履行はないか。 |

| 分類 | リスク | 監査の着眼点 |
|--------|-----------------|---|
| 減免 | 説明責任の欠如 | ・法令等を正しく解釈し、適正に減免をしているか。 |
| | 意思決定プロセスの無視 | ・減免事務において、決裁権者の決裁をうけ、減免をしているか。 |
| | 過少徴収 | ・同じ減免基準を適用すべき施設において、基準の運用は統一的なものとなっているか。 |
| 使用許可等 | 説明責任の欠如 | ・法令等を正しく解釈し、適正に徴収をしているか。 |
| | 意思決定プロセスの無視 | ・使用許可手続において、決裁権者の決裁をうけ、許可しているか。 |
| | なりすまし | ・申請書は提出されているか。また、身分を証する関係書類は添付されているか。 |
| | 過少徴収 | ・滞納整理等について努力が払われているか。 |
| 収入事務委託 | 不適切な契約内容による業務委託 | ・歳入の徴収又は収納事務の委託は適正に行われているか。また、所定の告示及び公表を行っているか。 |
| | 過少入力 | ・繰替払に係る歳入は適正に補てんされているか。 |
| その他 | 個人情報情報の漏えい・紛失 | ・個人情報等の管理は徹底されているか。 |
| | 不適切な価格で契約 | ・不用品の売却処分等は適正に行われているか。 |

6 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

7 監査の結果

市民部

市民協働推進課

(1) 公民館使用料について

ア 返還事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通知書により通知をしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 減免事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、市長は、使用料を減免することを決定したときは、公民館使用料減免決定通知書により減免を申請した者に通知するものとされている。

しかしながら、減免決定に当たり、決裁を受けていたものの、決定の通知については、減免決定通知書によらず、口頭にて行っているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

市民課

(1) 葬斎場等使用料について

ア 使用許可事務が適正でないもの

大分市葬斎場条例の規定では、葬斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、霊安室の使用料の徴収事務において、決裁を受けず

に使用許可し、使用料を徴収していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

国保年金課

(1) 国民健康保険税について

ア 減免事務が適正でないもの

大分市国民健康保険税条例の規定では、保険税の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならないとされている。

しかしながら、旧被扶養者に係る減免において、資格取得届の提出をもって減免申請書の提出と解し、減免していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

植田支所

(1) 公民館使用料について

ア 調定事務が適正でないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

野津原支所

(1) 公民館使用料について

ア 返還事務が適正でないもの

大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通知書により通知をしなければならないとされている。

しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、

また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。